

議案第74号

葛飾区新小岩創業支援施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

駐車場の使用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区新小岩創業支援施設条例の一部を改正する条例

葛飾区新小岩創業支援施設条例（平成15年葛飾区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「8,100円」を「8,600円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条第2項の規定は、平成28年4月1日以後の申請に係る使用について適用し、同日前の申請に係る使用については、当該使用を承認されている期間に限り、なお従前の例による。